

午後2時18分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番小島清人議員の質問を許可します。2番小島清人議員。

（2番小島清人君登壇）

○2番（小島清人君） 皆様、こんにちは。2番小島清人でございます。傍聴席の皆様には、本日は師走の何かと御多用の中においでを賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国は今、少子化・超高齢化の潮流に立ち向かうべく、地方創生・一億総活躍社会の総合的戦略の構築と実践が強く求められております。このような厳しい状況下において、市民の皆様の付託にお答えすべく、市議会議員としての責務であります、とりわけ執行部の監視・チェック機能、政策立案の機能、市民の皆様の意思を反映する機能、これら3つの機能を肝に銘じ、かつ市民本位の視点、市民の目線を忘れることなく、常に念頭に置きながら、微力ではありますが、住みたい町、住み続けたい町、人に優しい元気な朝倉市づくりに全力で努めてまいる所存でございます。

新しい年の干支は酉ということで、朝倉市にとりまして幸せを取り込み、大きく羽ばたくすばらしい年となりますよう、市民の皆様の御健勝と御多幸を御祈念申し上げますとともに、市民の皆様とともに一步一步、邁進する所存でございます。

以下、質問席より質問を続行させていただきますので、執行部におかれましては明瞭かつ的確な御回答をよろしくお願いいたします。

（2番小島清人君降壇）

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） それでは、通告に従い、質問を行います。

まず、農業振興施策についての一般質問の趣旨としましては、今日の農業経営を取り巻く情勢は、農家世帯の高齢化や離農の進行に歯止めがかからない状況下において、今後、農地の保全管理がますます困難になることが明白であることから、10年先、20年先を見据えた農業生産基盤の維持確保を図るべく、農地の集団的保全管理体制の構築と有効利用の施策を強力かつ早急に推進し、もって地域の活性化を図っていただきたいことがその趣旨であります。

それでは、まず、農業経営に係る現状と課題について、お尋ねいたします。

質問の内容としましては、朝倉市における農家数の推移、農業就業人口の推移、土地利用、農業経営の組織化等、農業経営者の耕作面積、耕作放棄地、以上の6点について一括してお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） まず1点目の、農家数の推移でございます。農業センサスより御報告いたします。平成17年から27年の10年間でございます。まず、平成17年度が3,454戸、平成22年2,581戸、平成27年が1,821戸、それぞれ5年ごとに平均して3割ぐら

いの減少でございます。

続きまして、農業就業人口の推移でございます。これもセンサスからのデータでございます。平成17年が6,165人、平成22年4,435人、平成27年度が3,096人、これも5年ごと3割の減少となっております。

続きまして、土地利用の現状についてでございます。朝倉市の総面積に占める農用地の面積とその割合。面積につきましては5,611ヘクタールでございます。割合は23%でございます。

次に、農業経営の組織化等の現状について。農業法人の数が64法人、平成27年度でございます。担い手の数は402人、担い手の平均年齢は57.6歳となっております。担い手の数のうち、後継者がいる担い手の数については把握できておりませんので、今後、情報収集に努めてまいります。

なお、農業センサス平成27年によりますと、農業後継者のいる農家数は全農家数1,821戸のうち927戸でございます。

続きまして、担い手の育成対応の進捗状況についてでございますが、担い手づくりにつきましては認定農業者を対象に専門家による研修会や経営相談会の開催、国・県の事業を活用した経営主の経営管理能力の向上及び経営改善の支援を行いました。また、就業希望者の支援といたしましては、朝倉地域担い手産地育成協議会で就農相談マニュアルを作成いたしまして、毎年100件程度の就農相談に対応し、新規就農者の確保に努めてまいりました。その結果、63人、平成22年から27年の新規就農者を確保することができております。

続きまして、農業法人担い手の数、農業者の数でございます。2,400戸、農業者の数のうち専業の農業者の数が748戸、兼業が1,833戸でございます。

続きまして、農業経営の耕作面積の状況についてです。農業法人の耕作面積は350ヘクタール、農用地の全面積に占める農業法人の耕作面積の割合は6.2%。

続きまして、担い手の耕作面積は2,039ヘクタール、農用地の全体に占める担い手の耕作面積の割合36.1%、農業法人担い手以外の農業者の耕作面積は3,607ヘクタール、農用地の全体に占める割合63.9%であります。

最後に、耕作放棄地対策の現状についてでございます。27年度で91.2ヘクタールの面積がございます。農用地の全体に占める割合は1.6%となっております。

対策といたしましては、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の推進ということで3.1ヘクタールを解消しております。

各種会議及び市報等によりまして耕作放棄地対策事業についての周知を行っております。福岡県内の耕作放棄地の面積は2,380ヘクタールとなっております。また、県の総面積は6万8,339ヘクタールでありまして、3.5%になります。また、5年前の耕作放棄地面積といたしましては7,189ヘクタール、2010年、平成22年のデータでございます。

国内の耕作面積におきましては13万2,024ヘクタールとなっております。また、国の総

面積は345万2,673ヘクタールでありまして、全体的に3.8%の率になっております。5年前の耕作放棄地面積といたしましては39万5,981ヘクタールでございます。

以上、データの情報でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。ただいまの執行部の説明で明らかなように、とりわけ朝倉市の農業法人と担い手以外の農業経営者、この情勢につきましては農家数につきましても平成18年から約5割弱、それから就業人口につきましても、同じくこれまた平成17年からわずか10年間で5割も減少するというような状況でございます。

耕作面積につきましては、今、説明がありましたように、農業法人と担い手が朝倉市の耕地面積の約4割、そしてその残りの6割を農業経営者が耕作しているというのが現状でございます。

このような状況下におきまして、農業経営者の状況につきましては平均年齢が64.9歳、漸次高齢化しておりまして、加えて9年後には団塊の世代も75歳以上の後期高齢者になるということが相まって、今後、高齢者世帯が急増すると。そして高齢農家の離農がますます進行すると。あわせて農地を耕作する人も減少するということが明らかであります。

耕作放棄地につきましては、これまた平成23年から27年度までの5年間で30ヘクタール、現在91.2ヘクタールあるということでございます。これにつきましても今、申し上げます高齢農家の急増、また農地を耕作する機械の所有者の減少等々の要因によりまして、今後ますますこの耕作放棄地も増大することが予想されると。今まさに朝倉市の基幹産業の農業、この生産基盤、そしてまた農村環境の崩壊、そういった状況が懸念される状況にあると言っても過言ではないというふうに、課題と思っておりますし、この抜本的解決が喫緊の課題と考えているところでございます。

そこで、農業振興と農村環境の保全につきまして、お尋ねをしたいと思います。

その前に、若干、日本の農業の動向につきまして、触れさせていただきたいと思っております。

日本の農業就業人口の動向につきましては、ことしに入りまして初めて200万人を割り込んだということでございます。その主な理由としては、高齢者の離農が進んでいる上に若者の就農の伸び悩み、農業の担い手の減少に歯止めがかからないためというふうになっているところでございます。特に世代別では、団塊の世代が定年を機に就農がふえたということで、65歳から69歳については前年比6.2%増の約36万人ということで、これ以外につきましては軒並み減少ということでございます。とりわけ40歳未満の若手の就農につきましても、29歳以下の就業人口が約4万8,000人、それから30歳から34歳が3万1,000人と、35歳から39歳が3万8,000人というような状況でございます。

人口動向について今、申し上げますように、平成20年に初めて300万人を割ってから、わずか8年間で200万人を割ったということが現状でございます。日本の耕地面積の動向につきましては、今、農林商工部長から説明がなされたとおりでございまして、特に前年

からは全国で2万5,000ヘクタール減少したということですが、これは山間部などの条件不利地を中心に荒廃農地がふえたというのが最大の要因ということですが、先ほど来、一般質問でも出ております、特に樹園地の減少が目立っております。これは高齢化による労働力不足で管理が行き届かなくなっている実態を示しているということですが。

このように、耕作放棄地につきまして、また就業人口等につきまして、減少または増加ということで、国家的規模での対策が喫緊の課題だという状況になっているところでございます。

このような日本の農業の動向におきまして、特に地方創生の目的におきましては、地方に仕事をつくって雇用定住者をふやし、子育てを含めて安心して生活できる環境整備を推進し、活力ある地方社会をつくるということで、減少に歯止めをかけるということですが。

特に、この地方創生の目的、また一億総活躍社会の実現を図る上におきましては、朝倉市は農業、これは基幹産業であります。企業誘致がなかなか簡単に行かない状況の中で、企業誘致と同等の極めて重要な雇用の場であるということですが。こういったことから、この農業振興につきましては農業経営者、JA及び行政が一体となって積極的に取り組む必要があるというふうに考えておるところでございます。

そこで、ただいま申し上げました農業経営者を取り巻く情勢・背景を踏まえまして、営農組織化の推進について、1点目が営農組織化の取り組みの現状と課題、2点目が農業法人の年次別整備計画、以上の2点について、一括してお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） まず、営農組織、具体的な取り組みでございます。

甘木地域・上秋月・安川・蜷城では、地元の役員を中心に県・JA・市の関係機関が連携いたしまして、平成26年度より法人の設立に向けた研修会や関係者の意向調査を行いまして、法人化への理解や周知活動を行っております。

なお、朝倉地域は既に集落営農組織から法人化されたものが11経営体ありまして、上秋月では任意組織ではありますが、営農組織が平成27年度に設立されております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございました。

営農組織化の取り組み状況につきましては、一定の成果が出ているということで理解をしておきたいというふうに思います。

年次別整備計画につきましては、回答がなかったようですが、これにつきましては今現在、できてないということで理解をしておきたいとします。

ここで、他の自治体における営農組織化の事例を2つ紹介させていただきたいと思いま

す。

1つ目の事例は、佐賀県有田町の楠木原地区におきまして、農事組合法人楠の木ファームが設立されております。この設立に至った背景・理由といたしましては、当地区におきましてはこれまで機械利用部会や共同育苗部会、集落営農組織はあったそうですが、別組織のために地区全体の水田をまとめた有効利用ができなかったということで、作業の段取りなどを横断的に調整する法人をつくったということでもあります。

法人の概要としましては、農家の参加数が50戸、経営面積が42ヘクタールということで、法人の基本方針としては、農地と環境を守り自然を次代に引き継ぐ水田農業の維持発展に貢献することとされ、農作業の共同化、受託作業を中心に農地を有効利用して、地域ぐるみで作業の効率化を図り、安全安心な農産物を生産し、組合員の共同の利益を目指すということになっているところでございます。

当面の経営計画としましては今後3年間、麦と大豆の栽培を中心に進め、特に耕作放棄地の拡大を防止するために水稻の受託も広げていく予定ということでございます。

2つ目の事例は、熊本県の嘉島町におきます農地中間管理機構、農地集積バンクを活用した九州最大の広域農場、農事組合法人かしま広域農場が設立されております。

ちなみに、この嘉島町につきましては人口が約9,000人、人口規模としましては朝倉市内で言えば朝倉地域の約8,000人、杷木地域の約7,000人程度の規模の町ということでイメージしていただければ、御理解がいただけるというふうに思います。

法人の概要としましては、町内の6つの集落営農組織を再編統合しまして、町内全域を対象にした法人ということで、嘉島町の農地面積約800ヘクタールの約6割に相当するところを対象にしておると。構成につきましては農家総数532戸のうち72.9%、338戸が加入されておるということで、主力農産物は水稻・麦・大豆ということでございます。

また、法人の基本方針につきましては、農地集積による生産コストの削減、労働力の有効活用、収益性の高い広域生産に取り組み、競争力の高い農業を実現することとされております。特に農地を集積して主食用米、米粉など加工用米、飼料用米と、品種ごとに団地化や作付時期を分散し、大幅なコスト削減を目指すということになっているところでございます。

ちなみに、このかしま広域農場につきましては、町内全域を対象とした法人化は全国で初めてということだそうございまして、熊本県におきましては約500ヘクタール規模の法人を6地区で7法人設立する計画があるということでございまして、この農事組合法人かしま広域農場につきましては、そのうちの5例目ということだそうでございます。

そこで、ただいま紹介した2つの事例を踏まえまして、朝倉市における営農組織化についてはどのような形態・内容の農業法人の整備を目指すのか、及び農業法人の年次別整備計画の基本的な考え方について再度、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 農業法人の現状について、まず報告させていただきます。
経営体づくりにつきましては、普及指導センター・JAと戦略会議を開催いたしまして、地域農業の受け皿となる法人化推進を行っております。その結果、平成25年度から平成27年度にかけて、4集落の営農組織が法人化となりまして、生産性向上につながる受け皿が整備されました。

今後の見通しといたしまして、前日の安川及び蜷城の2団体が平成29年に法人化する見込みでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 再度、改めてお尋ねしますが、今の事例の1つの有田町の楠木原ファーム、それから次の熊本の広域農場、どちらの方向を向いていくのか、それとも第3の方法か、その点、再度お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） 議員がおっしゃいます、先ほど事例が出ました、佐賀県と熊本県の関係が出ましたが、朝倉市におきましては食料・農業・農村基本計画を策定しております、営農組織等の推進は非常に必要なことです。法人化も含めて組織体制を充実することにしております。ただし、杷木・朝倉・甘木ということで、いろいろ営農形態が違います。そういう中で、やはり食料・農業・農村基本計画でうたってますように、地域の特性に応じた営農組織の組織化・充実化を図っていくというようなことを考えて、当然、JAなり、普及指導センターとそこあたりの営農方針等も十分に詰めて、今後の組織の体制整備については検討を進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございました。

営農組織化の基本的な考え方について、一定の理解をしておきたいというふうに思います。

農業経営者を取り巻く情勢につきましては、これから9年後の農業経営者を取り巻く厳しさは避けて通れないと、動かしがたい現実であると。そういった中で農業生産基盤の維持確保対策は、今、まさに現在の農業法人を含めた担い手の育成のスピードと、農業経営者の高齢化のスピードとの待ったなしの時間との競争・戦いであり、今こそ10年先、20年先を見据えた抜本的な改革による農業生産基盤の維持確保を図るべく、今、執行部が申されます農業経営者、JA及び行政が一体となって、大胆かつ的確な営農組織化の推進を早急かつ強力に推進すべきであるというふうに考えるところでございます。

そこで、改めてこの営農組織化について、市長の基本的な考え方と決意をお伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 営農組織の法人化につきましては、これは前からそういう方向で

国はやってほしいという方向でしたけれど、ようやくここに来てそういう動きが各地で見られるようになってきたのかなというふうに思っています。

いずれにしても、効率のいい農業という形でやって行くとするならば、やっぱり法人化はしなきゃならんことだろうというふうに思っています。先ほど言われますように、いわゆる県とかJAとか関係機関と連携しながら、市もその方向でしっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、ちょっと心配なこともございます。と申しますのが、今の法人化した組織で生産されてるものが、大体米・麦・大豆が主体です。前も申し上げましたように、今の日本の人口減少、そして米の消費の減少を見たときに、じゃあ、その品目だけでやっていけるのかという心配。これはこれとして、別にやっぱり考えていかなきゃならん大きな問題だろうというふうに思っています。

いずれにしても、法人化については市としてもしっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。ただいま市長より力強いお言葉をいただきまして、大いに期待をいたしたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、今こそ10年先、20年先を見据えた抜本的な改革による農業生産基盤の維持確保を図るべく、農業経営者、JA及び行政が一体となって、早急かつ強力に推進されるよう、強く要望しておきたいと思えます。

なお、特にこの営農組織化につきましては、朝倉市の基幹産業である農業振興を図る上で極めて重要な課題でありますことから、今後、この進捗状況につきましては継続して点検・検証を行わせていただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

次に、多面的機能支払い交付金事業の推進についてお尋ねをいたします。質問内容といたしましては、事業の取り組みの現状と課題、事業の今後の取り組み方針、以上の2点について一括してお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 多面的機能支払い交付金事業につきましては、農業・農村の持つ多面的な機能を十分発揮させることを目的としており、農業・農村の持つ多面的な機能、例えば水田にはダムと同じく、大雨時における洪水調整機能があります。農業用の水路には、農地に限らず周辺集落における雨水などの表面水の受け皿にもなっており、農地や農業用施設は市民生活や経済の安定を図る上で、地域の重要な資源でもあります。

多面的機能支払い交付金事業を推進していくことは、地域農業を維持及び発展させていくことでもあり、すなわち農業所得の向上、そして経営の効率・安定化につながることから、今後も積極的に事業の推進に努めてまいります。

初期、1期目の19年度から23年度の組織の数でございますが44団体、面積にしまして

2,302ヘクタール。交付総額につきましては4億8,434万円となっております。

第2期目の平成24年から28年度につきましては、組織数が69団体、面積は2,712ヘクタール。交付金額につきましては6億4,437万4,000円程度となっております。

また、今後の課題につきましては、高齢化とか一層に拍車がかかることと想像はつきますけども、国が来年度、予算にこの多面的機能には別枠を設けておりまして、精力的に補助もつけるということをお願いしておりますので、そこ辺の国の助けもごございますので、十分な管理ができていますものと思います。以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。執行部の説明にございますように、確か私、現在、組織が69組織というふうに認識をしております。

そういった中で、この多面的機能支払い交付金制度につきましては、実は、私の地区におきましても、制度スタートの平成19年度から取り入れまして、現在、2つの集落が合同で農家数79戸、非農家数78戸の合計157戸により、正・春環境保全組合を設立しまして、農家と非農家が協力し合いながら、農業、生活用排水路の清掃・補修、泥上げを初めとしまして農道の草刈り、補修、道路・水路の空き缶・ごみ拾い、また彼岸花の植栽等々の事業を現在、行っておりまして、とりわけ春と秋の一斉清掃事業につきましては、参加率が8割を超えるということで、高齢者世帯等を除くほとんどの世帯の方が参加をさせていただくと、そういった活動をいたしておるところでございます。

ちなみに、組合の役員体制につきましても農家・非農家でそれで構成しまして、運営を行っておるということで、本日は傍聴席にも、この正・春環境保全組合の役員、それから組合員の皆さんが傍聴に多数、おいでいただいておりますということで、お礼を申し上げたいというふうに思うわけであります。

私は、この制度は農村環境の保全を図る上で大変有効な制度と認識しております。他方、この制度は今日、農村地域のコミュニティのあり方が問われる中で、農家と非農家がお互いに協力し合い、交流しながら地域のきずなが一層深まるなど、農村環境の保全を図ることのみならず、この制度を通じてコミュニティづくり面などの相乗効果が大いに期待できることから、朝倉市全域に環境保全組合等の組織を設立していただきまして、先ほど質問した営農組織化の推進と一体的な施策と位置づけて、朝倉市内の農家と非農家が総ぐるみで農村環境の保全に取り組む体制を早急かつ強力に推進していただくよう、強く要望しておきたいと思っております。

それでは、次に地域活性化についてお尋ねいたします。

質問の趣旨としましては、時代の潮流に乗り遅れることなく、朝倉市の魅力と宝である観光資源と農業資源を掘り起こし、アジアの玄関口の一翼を担うべく、外国人観光客の誘致及び観光農業振興の具体的施策を商工観光課と農業振興課を中心に積極的に推進を図っていただきたいというのが質問の趣旨であります。

そこで、まず観光振興にかかる現状と課題について、質問の内容としましては第1次朝倉市総合計画後期基本計画に定めた主要施策の主な成果、観光客入り込み数と宿泊者数の推移、観光客の平均滞在日数、以上の3点について一括してお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） まず1点目でございます。後期基本計画の成果についてですけれども、平成25年3月に策定いたしました後期基本計画の中で、観光の振興ということで、主要施策を2つ上げておりました。1つは観光地の魅力向上として観光情報の一元管理、広告媒体やホームページ、SNSを活用したPRなど、観光地との連携による誘客促進でありました。観光情報につきましては、観光協会を初めとする関係機関と共有しながら発信することを常に確認しておりますし、ホームページのアクセス数も増加傾向で推移しております。また、鶴飼、温泉、古い町並みなどで共通点がある日田市・うきは市との連携協議を今年度からスタートさせております。

もう1つは観光資源の活用として、観光施設の安全性・利便性の向上、施設のネットワーク化、アジア圏内からの受け入れ姿勢の充実を上げておりました。観光施設の安全性確保は常に最優先で取り組んでおります。また、外国人観光客の利便性向上、受け入れ態勢の充実ということで、英語版の観光パンフレットの作成、特にWi-Fi環境の整備を進めております。

2点目、観光客の入り込み数、宿泊者数でございます。観光客の入り込みと宿泊者数の推移でございますが、最新のデータが平成27年になりますので、5年前の平成23年からの推移を見ますと、入り込み客数は291万から315万人と増加傾向でございます。宿泊者数は24万4,000から41万9,000、約1.7倍となっておりますが、特に平成25年、26年にかけては約5万8,000人、平成26から27にかけては約8万6,000人の増加となっております。これは、地方創生事業の中で県や市が実施したふるさと旅行券の事業による効果のほか、うきは市と連携したガイド本、まるっと朝倉・うきはという冊子を発行しておまして、そういうものが影響しているものと考えます。

最後に3点目でございますが、観光客の平均滞在日数につきましては、あいにくデータがありませんけれども、ふるさと旅行券、事業でのアンケート調査によりますと、宿泊のほとんどが1泊でございます。連泊は全体のわずか1%ほどですので、日帰り客を含めた平均滞在日数は平成27年度で1.13日程度になるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

主要施策に基づきまして、一定の努力はされておる、頑張っていたいただいておりますということで、理解しておきたいと思っております。

年間の朝倉市への観光客の入り込み数につきましては、10年前と比較して約3万人ふえ

たと。290万程度の入り込み客があつておるといふふうにお聞きしております。

また、外国人観光客も約2万人程度いるといふことにお聞きしております。若干、増加傾向にあるといふふうに理解をしておきたいといふふうに思います。今後、引き続き観光客の増加対策に一層、努力していただきたいといふふうに思います。

次に、観光と農業の振興施策について、まず原鶴温泉旅館施設等への外国人観光客誘致の具体的施策について、お尋ねいたします。

お尋ねいたします前に、国の動向につきまして若干、触れさせていただきたいと思ひます。

御案内のとおり、政府は2020年までに日本を訪れる外国人旅行者を年間4,000万人、また2030年までには6,000万人を目標としております。2015年の訪日客は推計約1,973万人といふことで、消費額も約3兆5,000億円に上つたといふことのごようでございます。

また、近畿農政局管内の留学生あるいは在領事館関係者に対するアンケート調査によりますと、今後、観光で行ってみたい場所では自然体験・農漁村体験・伝統文化体験ができるところが58%と最も多く、自然体験や農漁村体験、伝統文化体験の中では日本食の調理、料理体験が61%と最も高かつたといふことのごようでございます。

このような状況の中で、農林水産省は地域の食と農と農業、景観などの地域の魅力を一体的に発信する取り組みを食と農の景勝地として認定し、外国人観光客を農村に呼び込む制度を設けまして、本年度に第一弾として、北海道十勝地域、岩手県一関市・平泉町、山形県鶴岡市、岐阜県馬瀬地域、徳島県西阿波地域の5地域を認定し、今後、この認定地域については5年間継続して支援するといふことになっているところでございます。

また、農林水産省におきましては、29年度以降も公募するといふことで、数年後には50地域程度の認定を行うといふことのごようでございます。この制度の目的は、今、申し上げますように、訪日外国人観光客を地方に呼び込むことで農産物の需要拡大や農漁村の所得向上につなげるといふことを目的とすることになっております。この制度の核となるのは郷土料理など、地域の伝統的な食とその食を支える農林水産業、さらに食や農と関係する棚田、そういった景観・祭り・踊りなどの文化といった資源と結びつけて、一体的に景勝地として認定する制度となっているところでございます。

この制度の応募のポイント、要件のポイントであります。制度認定の地理的範囲につきましては、一つの市町村区域と、または地理的・地縁的・文化的条件に一体性のある複数の市町村の区域を地域の範囲として設定するといふことで、2つの方法が取れるといふことございまして、そこで、この制度につきましては平成28年第1回定例会において、商工観光課長より正確な案件が入り次第、農林商工部として取り組んでいきたいとの力強い回答をいただいております。その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 食と農の景勝地でございますが、議員言われますように、平成28年度に創設されたものでございます。いろいろと農林商工部内で協議はいたしました。朝倉市といたしましては、地域特有の農林水産業と歴史的に関連する伝統的な料理を見出すことがちょっと今、困難な状況でございますが、大変厳しい内容ではございますが、今後は先行事例を調査・研究してまいりたいと思っております。

また、農業振興課サイドにおきましても、この取り組みにおきましては本市の有するような農林業と魅力ある観光資源を生かせるものであり、交流人口の拡大による農山村の活性化や農業所得向上にもつながるものと考えておりますので、関係部署と連携し、調査・研究をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

早速調査・研究に入るといふことで、期待いたしたいと思います。

私はこの制度の導入につきましては、一つ、朝倉市・うきは市・日田市、この3つの区域をまとめて制度の要件の地域の範囲として応募の手続きを図っていただきたいと、そのように考えるわけでありまして、その主な理由としましては、外国人観光客誘致に関する国の動向に照らした場合、この3つの区域につきましては、もう私が申すまでもございませぬが、農産物が豊富、歴史・文化遺産が豊富、それから温泉が2カ所ある、それから筑後川の景観と川の幸、料理がおいしいと、それから鶴飼につきましても全国に12カ所ありますが、そのうちの2カ所がこの1つのエリアの中に存在すると。九州ではもちろんこの2カ所しかございませぬけども、そういった鶴飼の里としての効果、それから3つのダムと名水がある。さらには福岡市内から高速で約1時間程度の距離にある。福岡市では御案内のとおり、外国人観光客の宿泊場所がないというようなことを言われておりました、非常に受け入れが困難といふことで、その受け皿としての原鶴温泉、日田温泉旅館施設等の活用も十分期待できるということなど、食と農業・景観等の外国人観光誘致の魅力的な資源を豊富に擁しておりますことから、この食と農の景勝地として認定する制度と合致をいたすというふうに理解いたしておるところでございます。

この制度を導入することによりまして、観光の振興を初めとしまして、農業の振興と所得の向上、これは当然、6次産業化の推進も相まってまいりますし、あるいは雇用の創出、農村環境の保全など、効果が大いに期待できるということでもあります。

この制度導入によりまして、冒頭申し上げました時代の潮流に乗り遅れることなく、アジアの玄関口の一翼を担う役割を果たし、この制度を起爆剤として朝倉市・うきは市・日田市の3地域の活性化が図られ、浮揚発展に大きく貢献できること。以上の制度導入による効果等を鑑みまして、ぜひともこの制度の応募の手続きを図っていただきたいというふうに考えるわけでございます。

ここには地域おこし、先ほどから言われております地域おこし協力隊等々の、また行政

だけの困難性もあれば、そういった制度も活用しながら、ひとつこの制度の導入に努力をしていただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、改めて食と農の景勝地制度の導入について、市長の基本的考え方とその決意をお伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 食と農の景勝地についてということですが、28年度、今年度始まった、国での、農水省のことですが、始まった事業です。

実は、これ、観光ということテーマに、国では各省庁がこぞってこういった制度、いろんな形でやってるんですね。その中で、これは農林水産省版だということであろうかと思えます。

いずれにしても、いろんな認定要件というのがございます。先ほど部長が申し上げましたように、そういったことも十分検討しながら、認定が受けれるものなら受ける方向で頑張っ取り組みをしていきたいというふうに思っています。

ただ、実は、ほかにも例えば日本農業遺産ですとか、いろんなものに取り組んでおる関係上、なかなかもう難しい面もありますけれども、このことによって観光客がふえて、地域の農業が活性化するという事になればいいことであるので、そういう方向で取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。市長の力強いお言葉をいただきました。ぜひ、ひとつ実現できますように、大いに期待いたしたいというふうに思うところでございます。

繰り返してございますけれども、私はこの制度導入を起爆剤として、導入することによって、必ずや朝倉市・うきは市・日田市の3地区の活性化が図られ、浮揚発展に大きく貢献できると確信をいたしておるところでございます。ぜひともひとつアジアの玄関口の一翼を担うべく、いつも市長、言われております日本一、日本一の食と農の景勝地の実現を図っていただくことを大いに期待いたすところでございます。

なお、特にこの質問につきましては、朝倉市の浮揚発展を図る上で、極めて重要な課題でありますことから、この調査・研究の進捗状況につきましては、今後も継続して逐次点検・検証させていただくことを申し添えさせていただきたいというふうに思っています。

次に、観光農業の具体的施策について、お尋ねいたします。

質問の内容としては、観光農業の取り組みの現状と課題、観光農業の今後の取り組み方針、以上の2点について、一括してお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） まず、観光農業につきましては、久留米市・うきは市・朝倉市のJA生産者・観光協会・行政で組織する3市観光フルーツ部会の中で、ブドウ・

柿を中心に情報交換を行っております。現状は情報交換のみにとどまっておりますので、今後はさまざまな協議をする中で、連携を深めていく必要があると感じております。

また、現状といたしましては、JAによりますと、秋月地区に秋月農業観光部会と杷木地区に巨峰・柿観光部会がございます。秋月農業観光部会は9名、梨が8名、柿が1名でございます。杷木の巨峰・柿観光部会においては12名、ブドウ生産者9名、柿が3名でございます。主に内外のPR活動、市外の方々を招いた農業講座などを開催し、朝倉の農産物のよさを積極的にPRしております。

また、市内では多くの果樹園がフルーツの旬にあわせてフルーツ狩りを実施しております。把握している限りでは33個、甘木が18園、朝倉が4園、杷木が11園となっております。

今後の取り組みにつきましてですが、観光農業につきましては、今後ともJAや観光協会連携のみならず、周辺自治体や朝倉グリーンツーリズム協議会も含めまして、広域的な視点での連携や情報発信が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。一定の取り組みを理解して、取り組んでいただいていることについて、理解しておきたいと思っております。

ここで3つの事例を紹介させていただきたいと思っております。

まず1つ目の事例は、これは熊本県でありますけれども、観光農園経営者、農業生産法人などが発起人となりまして、これまた日本食文化の海外への発信や増加する訪日外国人を地域の農山漁村に呼び込み、地域の活性化につなげていくということで、熊本県で協議会が設立されまして、外国人観光客の受入体制のネットワークづくりが進められておるといふことであります。

また、同協議会では海外のツアープランナーを招きながら、ここを通じて体験農園ツアーの開発などに取り組むということになっているようでございます。

また、2つ目の事例は、長野県の飯田市の事例でございますが、リンゴなどのオーナー制度を設けて、都会の人々との間でマイツリー契約を結んで、収穫時には家族連れで訪れる人が多いということのようでございます。この制度につきましては、オーナーの方が一定回数以上、この例えば朝倉市にお見えになれば、準市民ということで登録をしまして、そして市のイベント開催等々に優遇すると。またオーナー制度を一般農作物へ拡大すると。そういったことが、市民から提案されまして、その検討がなされているようでございます。

ちなみに、このオーナー制度につきましては、私も3月の定例会におきまして、柿のオーナー制度の導入を検討してはいかがかということで、農業振興課へ提案をさせていただいているところでもございます。これらの取り組みを通じまして、都会と農村の人々との交流の活発化が図られるということでございます。

3つ目の事例は、お隣のうきは市の観光果樹園でございますが、ここにはシンガポール

から柿狩りに来る方が年々ふえておるということで、シンガポールへのお土産に、大量に配送を頼まれる方が多くなってきたということのようでございます。

ただいま紹介した3つの事例は、あくまでも共通して、朝倉市も取り組んでおられると思いますが、市民を巻き込んだ攻めの観光農業が積極的に展開されているということでございます。この事例につきまして、事務局の基本的な考え方について再度お尋ねしたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） 今、特に外国人の旅行客の農業への引き込みとかいう形で、12月初旬の土曜日にもNHKでも出ておりました。外国の方々が久留米の柿園だったと思います。積極的においでになられて、それがもう、今ではびっくりするようによく来ているということを聞いています。その原因にはやはり体験型農業あたりに対する外国人の興味があるというようなことで、リピーターとしてかなりふえていることを私も確認させていただきました。

そういうことを踏まえて、当然、私どもとしてもそういう観光農業についての受け皿整備という形で考えていかななくてはならないというふうに思っています。

ただし、柿園の、柿のオーナー園とか、そういうことについてはまだ具体的な検討には入っておりませんが、そういういろんな取り組みを、事例を参考にして、検討——失礼しました。バサロでは大手山農業公園でオーナー園を、柿とかをやっておりますが、大々的にいろんな面で事例を参考にしていきながら検討を進めていくということも必要かと思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

繰り返し申し上げますけれども、必ずこれから外国の観光客の皆さんの受け入れ体制のネットワークづくり、これらを観光農園経営者、あるいは農業生産法人などと連携を図っていただきまして、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思うわけでありまして。

また、これにつきましては、先ほど私が提案させていただきました食と農の景勝地、この制度、この制度がうまく入ってくれば、この制度とこれらの観光農業をリンクさせまして、積極的に展開していくということが、当然、先が見えてくるわけでありまして、先ほど繰り返しですが、食と農の景勝地の制度化、それから今、言いますこれらの観光の振興の受け皿づくり、そういったものをぜひお願いしていきたいというふうに思うわけでありまして。

時間がございませんけれども、ひとつ先ほど申し上げましたこの果物のオーナー制度、これは柿・梨・ブドウ等々ございますけれども、これにつきましては野菜等を含めまして外国人のオーナー制度の創設について、ひとつぜひ検討していただければと思うわけでありまして。

先ほど来、全国的に、この樹園地の荒廃防止対策ということで、樹園地が荒れておるといってございますから、後継者等々がおられない場合につきましては、これを単に伐採するというのではなくて、そのまま生かし続けるということで、できればこれを外国人、あるいは国内の皆さん、全国からオーナー制度、先ほど言いますようなオーナー制度で来ていただいて、そして喜んでいただくと。そして農業所得も向上すると。そして自然環境の保全にもつながると。そういった相乗効果が期待できますことから、朝倉市におきましてもぜひ今、先ほど申し上げます、こういった、やはり受け皿づくり、ネットワークづくり、そういったものを、今もされておるといって聞きましたけども、さらに充実・強化をしていただきたいと、そういうふうに思うところでございます。

質問の冒頭に申し上げましたように、農業振興施策につきましては、今日の農業経営を取り巻く情勢は、農家世帯の高齢化や離農の進行に歯止めがかからない状況下において、今後、農地の保全管理がますます困難になることが明白であることから、10年先、20年先を見据えた農業生産基盤の維持確保を図るべく、農地の集団的保全管理体制の構築と有効利用の施策を早急かつ強力に推進していただき、もって地域の活性化をぜひ図っていただきたいというふうに思います。

また、地域活性化につきましては、時代の潮流に乗り遅れることなく、朝倉市の魅力と宝である観光資源と農業資源を掘り起こし、アジアの玄関口の一翼を担うべく、外国人観光客の誘致及び観光農業振興の具体的施策を商工観光課と農業振興課を中心に積極的かつ強力に推進を図っていただきたいこと。

以上の2点につきまして強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時15分休憩